

## 悪質商法による消費者被害をなくすために、特定商取引法・預託法の改正及び執行強化を行い、契約書面等の電子化にあたっては拙速な導入を避け、慎重な検討を求める意見書

消費者庁「特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会」（以下、検討委員会）において、2020年8月19日に報告書がまとめられ、公表された。

特に、大きな社会問題となった豊田商事・安愚楽牧場・ジャパンライフ・ケフィア事業振興会・WILL（株）など、高齢者をはじめ、多くの消費者に財産被害を及ぼす悪質な販売預託商法については、本質的に反社会的な性質を有し、行為自体が無価値と捉え、「販売を伴う預託等取引契約の原則禁止等」と明記された。

消費生活相談ではこの間、通信販売において、お試しのつもりで購入した商品が定期購入であったとの相談や、解約はいつでもできるとしながらも連絡が付かないなどの相談が激増しており、解決をはかることが容易ではなく深刻な事態である。また、新型コロナウイルス感染症拡大の消費者の不安につけ込む、マスクなどの送り付け商法（ネガティブオプション）についても社会問題となった。

検討委員会の報告書では、消費者の脆弱性につけ込む悪質商法の手口の巧妙化・複雑化には、断固とした対応が必要として、法執行の強化や実効性ある制度改革が答申された。社会問題となっている、これらの課題解決に向けては、実効的な法制度の整備が必要である。

一方、特定商取引法及び預託法が消費者契約の申込み時の申込書面又は概要書面及び契約締結時の契約書面について、事業者が「書面」による交付を義務付けているところ、消費者庁は、2021年1月14日第335回消費者委員会本会議において、「消費者の承諾を得た場合に限り、電磁的方法により交付することを可能にする」法改正を今通常国会で行う予定と説明した。

本来、特定商取引法及び預託法は、消費者被害につながりやすい要素を持つ取引類型について事業者による違法・悪質な勧誘行為を防止し、消費者の利益を守ることを目的に制定されており、契約内容等を記載した書面の交付を義務づけている。その趣旨は、契約締結前ないし締結直後に販売業者から消費者に書面を交付させ、消費者が気付いていない契約内容の不利な側面に気付く機会を与えるとともに、消費者が契約内容を冷静になって確認して考え直す機会を与え、さらには、その後も債務の履行状況について契約条項に照らして判断する手掛かりとする等、契約内容の警告機能、クーリング・オフの告知機能、保存機能の実効性を確保する点にある。

しかし、書面を電磁的交付により交付することを可能にすれば、書面交付に期待されるこれらの機能が著しく低下し、消費者の利益の保護を著しく損なうおそれがある。消費者の承諾を得た場合に限定するとしても、事業者が促されるまま承諾する消費者が少なくないことは想像に難くない。特に高齢者や認知機能が低下した消費者の消費者被害が更に増加することが懸念される。

また、悪質な事業者がこうした「デジタル技術の悪用」を進める事態も予想されるところであり、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（2020年12月25日閣議決定）にいう「人に優しいデジタル化」「デジタル技術の善用」「デジタル利用の不安の低減」にも逆行するおそれがある。

よって国会及び政府におかれては、消費者被害を拡大させないために、次の事項を実施するよう強く要望する。

#### 記

1. 検討委員会報告書の内容に沿い、販売預託商法を原則禁止とした預託法の改正の検討を早急に進め、2021年の通常国会での改正を実現すること。
2. 詐欺的な定期購入商法をなくすために、特定商取引法に係る指針の改正及び法執行強化を政府に要請するとともに、2021年の通常国会で特定商取引法を改正すること。
3. 送り付け商法については、政府に対し、現在の法規制の内容の周知を図ることに加え、諸外国の法制も参考に制度的措置を講じること。
4. 国及び地方自治体が厳正かつ適切な法執行を行えるよう、体制確保に向けた措置や両者の連携を強化すること。
5. 特定商取引法及び預託法の書面交付義務について、電磁的方法により交付することを可能にする法改正を拙速に行わないこと。
6. 特定商取引法及び預託法の書面交付義務について、電磁的方法により交付することを可能にする法改正については、消費者被害防止・救済に取り組む有識者を含む審議会又は検討会において、十分な審議を行い、慎重に検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月26日

堺市議会

衆議院議長	各宛
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
法務大臣	
内閣府特命担当大臣 (消費者及び食品安全)	
消費者庁長官	

## 性犯罪に関する刑法改正を求める意見書

性犯罪に関する刑法は、日本社会における性犯罪及び性暴力等の蔓延の現状から、被害者団体や女性団体の強い要請により、2017年、明治40年制定から110年を経てはじめて大幅な改正が行われた。その際には3年後に法の見直しを行うことを附則に規定していた。しかし改正後の2019年3月12日福岡地裁久留米支部、同月19日静岡地裁浜松支部、同月26日名古屋地裁岡崎支部、同月28日静岡地裁で、4件の性犯罪がいずれも無罪とされたことを契機に、翌4月から性犯罪被害者らによるフラワーデモが全国に広がり、大きなムーブメントとなっている。このフラワーデモや堺セーフシティ・プログラムの取り組み及び全国の性犯罪、性暴力の現状や防止に向けた取り組みから、性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議において、2020年6月、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を定め、令和2年度から4年度までの3年間で性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」とした。これは刑事法の在り方の検討はもとより、被害者支援の充実、加害者対策、教育・啓発の強化等の実効性ある取り組みを速やかに進めていく、その第一歩であるとされている。内閣府の男女間における暴力に関する調査（平成29年度）によると、女性の13人に1人が「無理やりに性交されたことがある」と答えている。

このような状況の中、前述の4件の地裁判決が無罪とされた要因は、刑法規定に依然として強制的性交等罪成立のためには「暴行」「脅迫」、準強制的性交等罪には「心神喪失」「抗拒不能」が起訴の要件として残されているためである。この規定のために、被害者が警察に被害届を提出しても、約6割が不起訴となっている（検察統計調査2018）。国際社会においては、性犯罪成立に要求される要件は「不同意」のみとする先進国が多く、性交同意年齢についても日本は13歳であるが、他の先進国は15歳～16歳としている。実際のところ13歳で性交に同意する判断が可能かどうかについては、困難であることは自明であると考えられる。よって今回の刑法改正については、下記の2点について規定を改正し、被害者が救われ、さらには誰もが性犯罪の加害者にも被害者にもならない安全安心な、あたりまえの健全な社会を構築することを強く要望する。

### 記

1. 地位・関係性等の立場を利用した性交についての処罰規定の創設や、性交同意年齢の引き上げ、公訴時効の期間延長などの課題について再検討を行い、性被害の実態に即した法改正に取り組むこと。
2. 未成年者を性犯罪被害から守るための加害者再犯罪防止の取組を国が主体となって進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月26日

堺市議会

内閣総理大臣  
総務大臣  
法務大臣

各宛

## 性教育の充実を求める意見書

わが国において、昨今のICTおよびSNS上における暴力的な性表現及び性の商品化が氾濫しており、サイバー空間性暴力と定義されている。サイバー空間性暴力の蔓延等により、女性や子どもたち、若年層の児童生徒らが、性犯罪、性的虐待、性的搾取、デートDV、望まない妊娠、性感染症、あるいは人工妊娠中絶等の被害に遭っており、その被害が増加してきていることから、大きな社会課題となっている。これらの課題は、コロナ禍という国家的有事の今、DVや虐待、性暴力が世界的に約30%増加している事実からも、早急に解決が求められるものである。

このような状況の中、本市においては、2013年に国連UN Womenのセーフシティーズ・グローバル・イニシアティブに参加表明し、公的空間における女性や子どもへの暴力のない安全安心なまちづくりを実施し、5年間で、強制的性交・強制わいせつ等の性犯罪が半減している。また、内閣府においても今年度から令和4年度までの3年間で性犯罪・性暴力対策の集中強化期間と定め、各方面からの施策を講じている。

すでに文科省は、学習指導要領において性教育の重要性を示しており、発達段階に応じた性教育を学校教育全体で取り組むべき課題としている。児童生徒や若年層の人々が、性暴力の加害者にも被害者にもならないために、氾濫する性情報に感化されない「性」についての知識や自らの健全な心身を守る方法を学習する必要があると考える。「性」は、生物学的、社会的・文化的、また人格の尊厳という3つの側面を持つが、いずれも人間として、自分の性、また他者の性を人権と同様に大切にすることを理解しておく必要がある。また性暴力の被害が、女性や子どもたちが大半であることから、ジェンダーの視点をしっかりとらせた性教育を、男女、LGBTQ+の人々など、性の多様性を包摂した上で行うことが求められる。学校教育における「性教育」については、以上のような観点から、子どもたちを取り巻く性情報や性被害の実態に対応できるように、下記の点に留意して学習指導要領の見直しと充実を図ることを要望する。

### 記

1. とくに妊娠、出産、あるいは避妊について、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの概念と合わせて学べるようカリキュラムを策定すること。
2. また成人についても、性教育及び啓発が必要である。あたりまえの健全で安全な社会の構築のためにも、生涯学習の場や家庭、地域、職場における性教育・啓発を行うこと。
3. 「性教育」と同時に人権教育、防犯教育も併せて行うことが必要である。これらを総合的に実施できるよう、年齢に応じた「性教育」のテキストの作成やカリキュラムの策定を行うなど具体的に性教育の充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月26日

堺市議会

内閣総理大臣  
総務大臣  
文部科学大臣

各宛

## 政令指定都市権限のさらなる強化を求める意見書

近年における社会・経済情勢の変化により、自治体における行政需要は増加の一途をたどるとともに、より一層多様化、複雑化している。特に住民に最も近い基礎自治体には行政上の課題に対し適切かつ迅速に対応することが求められており、基礎自治体が自立性をもって機動的に事業施策を実施できる枠組みを整備することは重要である。特に基礎自治体の中で最大の権限を有する政令指定都市は、各地方における中枢都市として地域の発展を強力に牽引しており、日本全体の発展において中心的かつ先導的な役割を担っている。

政令指定都市をはじめとする基礎自治体に対し、実施可能な事務事業の権限、財源を移譲していくことは、地方分権の基本原則であり、地域の活性化や住民自治の拡充は基礎自治体によってきめ細やかに行われることが望まれている。

翻って見れば、平成5年衆参両院による地方分権の推進に関する決議から始まった我が国の新たな地方分権の流れは、平成7年の地方分権推進法を経て平成18年の地方分権改革推進法、10次にわたる一括法の成立によりその実効性を高めてきた。こうした数々の改革を行いながら、基礎自治体優先の原則を掲げ今日の姿となっている。いずれもその狙いは、「中央集権型行政システムの制度疲労」、「変動する国際社会への対応」、「東京一極集中の是正」、「個性豊かな地域社会の形成」、「高齢社会・少子化社会への対応」という我が国が抱えている課題の解決である。そこで、大都市制度について議論された第30次地方制度調査会の答申である「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」を尊重し、特に政令指定都市に関する事項について、政府におかれては改めて地方分権における理念、展望、方向性を明確に示すよう求めるところである。その上で、これまで進めてきた政令指定都市への権限強化と財源拡充を、引き続き着実に推進するよう強く求める。

加えて、第32次地方制度調査会答申にある「地方公共団体の広域連携」について市町村間の広域連携における政令指定都市の役割強化への具体的議論の加速を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月26日

堺市議会

内閣総理大臣  
財務大臣  
総務大臣  
国土交通大臣

各宛

## 新型コロナウイルス感染症対策強化および 行財政改革推進に関する要望決議

新型コロナウイルス感染症対策の緊急事態宣言が全国的に解除されたものの、いまだ予断を許さない状況である。この間、本市も含め我が国の社会経済環境は大きな打撃を受け、今後も感染症拡大抑止に加えて新たなステージを迎えることとなる。

このような状況の中、本市においては大変厳しい財政状況のもと令和3年度一般会計予算及び関連議案を可決し、新型コロナウイルスのワクチン接種をはじめ各種事業の執行に向けて全庁一丸となった取り組みが開始される。

そこで、二元代表制の一翼を担う本市議会においても、本市の行財政改革推進に協力するとの主旨で、本日、堺市議会議員の議員報酬の特例に関する条例及び堺市議会政務活動費の特例に関する条例を議員提案し可決成立させたところである。

については、市長および市執行部におかれては、本2条例の施行により削減した予算並びに令和3年度及び令和4年度の2年度にわたり本市議会議員の国内各都市への調査視察及び海外調査研究派遣に係る予算、都合約1.1億円を有効に活用いただき、その財源を新型コロナウイルス感染症対策強化に関する本市独自の政策等に充当いただくよう強く要望するものである。

以上決議する。

令和3年3月26日

堺市議会

堺市長宛

## 学校教育におけるデジタルトランスフォーメーションを適切に進めるための意見書

現在、教育の現場では、「誰一人取り残すことのない公正に個別最適化され、創造性を育む学び」の実現をめざす「GIGAスクール構想」の一環で、児童生徒に一人一台の情報端末の貸与、並びに校内の高速ネットワーク整備が進められている。

また、これらのハード面の取り組みに加えて、児童生徒の「個別最適な学び」と「協働的な学び」の充実や、「特別な配慮を必要とする児童生徒の学習上の困難の低減に資するもの」として、「デジタル教科書」の導入も進められようとしている。

「GIGAスクール構想」に対しては、ICTを活用したオンラインでの授業や宿題の配布、さらにデジタル教科書やデジタルドリルの活用など、各人の状況に合わせた学習を推進することにより、多様な学びの実現と教員の負担軽減などへの期待が高まっている。

一方で、すべての教員が情報端末を活用した一定レベルの授業を行うことができるように、個人情報取扱い及び管理も含めた教職員の資質の向上が求められる。また、デジタル教科書・教材は、学校から貸与された端末を使い、学校のシステムに接続する必要があり、例えば、転校先でも復習や学びが継続できる環境を整備しておくことも重要である。

さらに、デジタル教科書のみを使用した場合には、学習の基本能力である「読解力」の低下が危惧される。そこで、各自治体において、Society 5.0時代を生きる子どもたちに相応しい教育を推進するため、学校教育にICTを浸透させ、さらなる教育の充実を図るためのデジタルトランスフォーメーション（以下、DX）の実現に向けて取り組んでいくべきである。そのために、以下の事項について迅速に対応することを強く求める。

### 記

1. 情報端末の利活用、個人情報の取扱いなど、教育DXに対応する教職員研修のあり方について検討を進めること。
2. システムやソフトウェアの整備、情報端末や通信設備の修繕や定期更新など、教育DXに関する学校教育予算の充実・確保とそのあり方について検討を進めること。
3. 様々な会社の情報端末とデジタル教科書と個人認証システムの互換性を確保するための、統一規格について検討を進めること。
4. よく聞き、よく読み、よく書くなどの生涯学び続けるための基本的な「学ぶスキル」を身に付ける上で、紙面の活用と対面学習の併用を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月21日

堺市議会

内閣総理大臣  
財務大臣  
総務大臣  
文部科学大臣

各宛

## こども行政の司令塔を明確化し、縦割り行政を克服するとともに、 チルドレン・ファーストの行政推進を実現するため、「こども庁」の創設を 求める意見書

家庭、学校、地域等を問わず、こどもの命や安全を脅かす深刻な状況が続いている。

新型コロナウイルス感染症による混乱が続いた2020年は、児童虐待で死亡した児童は前年より増加し61人、自ら命を絶った児童生徒は500人近くに上る一方、平成30年に公表された厚生労働省の「2040年を見据えた社会保障の将来見通し」では、子育て関連支出の対GDP比率は1.7%と先進諸外国と比較しても著しく低いままの水準である。

一人ひとりのこどもが健やかに育つこと、子どもの権利条約の理念を十分に踏まえ、こどもが自分の意思で楽しく生きられる環境を整えること、こどもを持ちたい・育てたいと願う人々に寄り添い、こどもを産み育てやすい日本とするため、わが国は今こそ「こども最優先（チルドレン・ファースト）」のこども・子育て施策に大きく舵を切るべき時である。

府省庁間の縦割り行政の弊害、不妊治療・妊娠・出産や教育費などに対する負担感、虐待などに対するやり場のない不満や保育と教育の質についての不安など、子育て世代に共通する多くの悩み・課題に応えるため、府省庁間の連携を確保するとともに、国・都道府県・市区町村一体となったチルドレン・ファーストのこども行政を実施しなければならない。

このため、「こども庁」の創設をはじめ、チルドレン・ファーストの行政の推進を実現するため、下記の事項について強く要望する。

### 記

1. 専任の所管大臣によって率いられる「こども庁」を新たに創設すること。
2. 「こども庁」には、こどもに関する課題（こどもの虐待、自殺、事故、不登校、いじめ、貧困、DV、非行、教育格差等）の網羅的・一元的把握と医療・保健・療育・福祉・教育・警察・司法等の各分野におけるこども関連施策について、縦割りを克服し府省庁横断の一貫性を確保するための総合調整、政策立案、政策遂行の強い権限をもたせること。
3. 「こども庁」の指揮のもと、チルドレン・ファーストのこども行政の推進にあたっては、国の施策のみならず都道府県、市区町村間での連携にも十分に留意するとともに、行政の手続きについて、デジタルを活用し簡素化、情報連携を図ること。
4. 「こども庁」の採用や人事のあり方や専門人材の育成のあり方については、所管内容をよく論点整理した上で、実効性のあるものとする。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月21日

堺市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
文部科学大臣  
厚生労働大臣  
内閣官房長官  
内閣府特命担当大臣  
（少子化対策）

各宛



## 小学校、中学校及び高等学校の入学時におけるランドセル、制服、体操服等の購入や入学金等に係る保護者負担を軽減するための助成制度を早急に創設するよう求める意見書

令和元年12月18日に公表された文部科学省の「平成30年度子供の学習費調査」によると、学年別で小学校、中学校及び高等学校のそれぞれ第1学年において学習費総額が大きく跳ね上がる傾向にあり、その要因として入学時におけるランドセル、制服、体操服等の購入や入学金等に係る費用負担が考えられる。

国において、幼児教育の段階的無償化、義務教育段階における就学援助、高等学校等就学支援の充実などの教育費負担軽減に加え、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化、令和2年4月から私立高等学校授業料の実質無償化がそれぞれ開始されたことに伴い、大阪府が実施する「私立高等学校等授業料支援補助金制度」に係る予算、約200億円のうち約65億円が毎年度軽減されることとなったところであり、当該軽減された財源を活用し、家庭の経済事情に左右されることなく、誰もが希望する質の高い教育を受けられるよう、さらなる子育て世帯の負担軽減策を拡充させていくことが極めて重要であると考えます。

そこで、大阪府が広域自治体の役割として実施している、市町村の「乳幼児医療費助成制度」に対する補助制度のように、小学校、中学校及び高等学校の入学時におけるランドセル、制服、体操服等の購入や入学金等に係る保護者負担を助成する市町村に対し、財政負担が大幅に軽減できるよう支援制度を早急に創設するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月21日

堺市議会

大阪府知事宛

## 出産育児一時金の増額を求める意見書

厚生労働省によると2019年度の出産費用が正常分娩の場合、全国平均額は約46万円で、室料差額等を含む費用の全国平均額は約52万4,000円となっている。出産にかかる費用は年々増加し、費用が高い都市部では現在の42万円の出産育児一時金の支給額では賅えない状況になっており、平均額が約62万円と最も高い東京都では、現状、出産する人が約20万円を持ち出している計算となる。

国は、2009年10月から出産育児一時金を原則42万円に増額し、2011年度にそれを恒久化、2014年度には一時金に含まれる産科医療補償制度掛金分3万円を1.6万円に引下げ、本来分39万円を40.4万円に引上げた。2022年1月以降の分娩から産科医療補償制度掛金を1.2万円に引下げ、本人の受取額を4,000円増やすとともに、医療機関から費用の詳しいデータを収集し実態を把握したうえで増額に向けて検討することとしている。

一方、2019年の出生数は86万5,239人で、前年に比べ5万3,161人減少し過去最少となった。少子化克服に向け、安心して子どもを産み育てられる環境を整えるためには、子どもの成長に応じた、きめ細かな支援を重ねていくことが重要であり、一時金はその大事な一手であると考えられる。

少子化対策は、わが国の重要課題の一つにほかならず、子育てのスタート期に当たる出産時の経済的な支援策を強化することは欠かせない。

よって、国会及び政府に対し、現在の負担に見合う形に出産育児一時金を上げることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月30日

堺市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣

各宛

## コロナ禍による厳しい財政状況に対処し 地方税財源の充実を求める意見書

新型コロナウイルス感染症のまん延により、地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は来年度においても、引き続き、巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策などの喫緊の課題に迫られているほか、医療介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など将来に向け増嵩する財政需要に見合う財源が求められる。

その財源確保のため、地方税制の充実確保が強く望まれる。

よって、国においては、令和4年度地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

### 記

1. 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が毎年度増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。
2. 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた措置は、本来国庫補助金などにより国の責任において対応すべきものである。よって、現行の特例措置は今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了すること。
3. 令和3年度税制改正において土地に係る固定資産税について講じた、課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとする。
4. 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。
5. 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月30日

堺市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
総務大臣  
経済産業大臣  
内閣官房長官  
経済再生担当大臣  
各宛

## 中華人民共和国に対し人権侵害問題に関する説明責任を 果たすよう働きかけることを求める意見書

新疆ウイグル自治区で、大規模な恣意的勾留、人権弾圧が中国当局によって行われていることを国際社会は深く憂慮している。国連の人種差別撤廃委員会は、平成30年（2018年）9月、中国に関する総括所見を発表し、多数のウイグル人やムスリム系住民が法的手続きなしに長期にわたって強制収容されて「再教育」が行われていることなどについて、「切実な懸念」を表明している。

令和2年（2020年）10月には国連総会第3委員会でドイツなど39カ国が、香港とウイグル自治区での人権侵害に重大な懸念を表明する共同声明を発表し、ウイグルとチベットでの人権尊重と調査、香港の事態の即時是正を求めている。本年2月3日には、ウイグル女性が報道機関に対し「新疆ウイグル自治区の収容施設に収容された際に組織的な性的暴行被害があった。」と証言した。2月5日、アントニー・ブリンケン米務長官と中国の楊潔篪（ヤンチエチー）政治局員が電話対談を行った際に米国は「新疆ウイグル自治区、チベット自治区、香港における人権と民主的な価値観を米国は擁護し続ける」という趣旨を発言した。この発言は、ドナルド・トランプ前米国大統領政権時のポンペオ国務長官が「中国による新疆ウイグル自治区における少数民族ウイグル族らへの弾圧を国際法上の犯罪となるジェノサイド（民族大量虐殺）と認定する」という旨の発表の流れを継続する発言である。ドミニク・ラーブ英国外相も「中国西部の新疆ウイグル自治区でおぞましく、甚だしい人権侵害が起きている」として中国政府を厳しく非難し、オーストラリアのマリス・ペイン外相も「調査をするべきだ。」と発言しており、国や政党を超えて大きな人権問題として認識されている。

そのような中、アメリカ議会は7月14日に輸入業者に対して、ウイグル産の輸入品が生産過程で強制労働と無関係であることを証明するよう義務付けるウイグル強制労働防止法を成立させた。この法は企業側に説明責任を負わせる内容で、証明できない限りウイグル産の製品や原材料の輸入は禁じるというものである。日本の国内企業にとっても現実的な経営リスクとなっており、当市内外の中小企業にとっても死活問題となりかねない。

人権や基本的自由はいかなる政治体制においても尊重されるべきものであり、中国は透明性をもって説明し、国際社会に対して説明責任を果たすべきである。

よって本市議会は、日本政府が国際社会と連携して中国に説明責任を果たすよう働きかけることを要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月30日

堺市議会

内閣総理大臣  
総務大臣  
外務大臣

各宛

## 飲食店等に対する「大阪府営業時間短縮協力金」の 1日も早い支給を大阪府に求める意見書

緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置の発令に伴う営業時間短縮の要請に協力いただいた飲食店等に対し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び事業継続を目的に支給される協力金については、その制度の趣旨に照らし、1日も早く飲食店等に支給を完了することが必要不可欠であることは言うまでもない。

しかしながら、大阪府では、申請から支給に至るまで数ヶ月を要することが珍しくなく、大阪府ホームページ（大阪府に寄せられたご意見）にも「緊急事態宣言が発出されるたび、休業要請や営業時間短縮要請に応じた飲食店には協力金が一向に振り込まれず、大変な状況に追い込まれている。きちんと協力金等を支給してほしい」といった声が数多く届けられており、新聞・テレビでも、他の自治体に比べて支給率が最も低いと報じられるなど、大阪府の対応の遅れが問題となってきた。

大阪府は、人員体制を強化し対応に当たっているとのことであるが、今般、国において制度化された、緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置の期間内であっても協力金を支給することができる、いわゆる「先払い制度」についても、東京都の受付開始日が7月19日であるのに対し、大阪府の受付開始日は7月21日であり、すでに東京都より2日遅れている。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、営業時間短縮の要請に協力いただいた飲食店等の事業継続を支援するため、また、本件協力金の支給が遅れることによって、営業時間短縮の要請に協力したくてもできないといった飲食店等の声に真摯に耳を傾け、より一層、飲食店等の側に立った大阪府の対応が強く求められるところである。

以上のことから、本市議会は、大阪府に対し、飲食店等に対する「大阪府営業時間短縮協力金」を1日も早く支給するよう求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月30日

堺市議会

大阪府知事宛

## 沖縄戦戦没者の遺骨等が混入した土砂を 埋立てに使用しないことを求める意見書

沖縄県では、太平洋戦争末期に住民を巻き込んだ悲惨な地上戦が行われ、多くの尊い命が失われた。沖縄県糸満市摩文仁の平和祈念公園内にある平和の礎には、昨年6月時点で沖縄戦で亡くなった24万1,593人の氏名が、国籍や軍人、民間人の区別なく刻銘されている。

摩文仁を中心に広がる沖縄本島の南部地域は、1972年の沖縄の本土復帰に伴い、戦跡としては我が国唯一の国定公園に指定されたが、同地域には、沖縄戦で犠牲となった民間人や軍人の遺骨が残されており、戦後76年が経過した今でも戦没者の遺骨収集が行われている。

そのような場所を掘り起こし、遺骨等が混入した土砂を埋立てに使用することになれば、それは人道上許されることではない。

平和の礎に刻銘されている犠牲者は沖縄県民のみでなく、昨年6月時点で大阪府出身者だけでも2,339人に上るなど、戦争の犠牲は全国に及んでおり、遺骨収集は日本全体で取り組むべき問題である。

よって、本市議会は政府及び国会に対し、下記の事項に速やかに取り組むことを強く要望する。

### 記

1. 沖縄戦の戦没者の遺骨等が混入した土砂を埋立てに使用しないこと。
2. 日本で唯一、住民を巻き込んだ苛烈な地上戦があった沖縄の事情を鑑み、戦没者の遺骨収集の推進に関する法律により、政府が主体となって戦没者の遺骨収集を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月30日

堺市議会

衆議院議長	—
参議院議長	—
内閣総理大臣	—
総務大臣	—
外務大臣	—各宛
厚生労働大臣	—
国土交通大臣	—
環境大臣	—
防衛大臣	—
内閣府特命担当大臣 (沖縄及び北方対策)	—

## 元日置荘保育所跡地処分に端を発した市有地処分の 方策を求める要望決議

堺市東区日置荘西町3丁212番2に所在する本件土地は、昭和48年3月、本市が地元町会等から、日置荘保育所用地として購入。同年6月、本市と地元町会等が、地元町会等の堤防敷は、保育所が使用する通路として無償で本市に提供するとの内容の覚書を締結し、昭和49年2月、日置荘保育所が完成、保育行政を開始したものである。

その後、平成10年2月、本市と地元町会等とは、本市の保育所敷地と地元町会等の池の堤敷のうち、互いに効用を兼ねる部分の維持等について協定書を締結した。その中で、将来において、平面通路部分が市道に認定される場合は、本市と地元町会等は双方協力しその処理を進めることを規定していた。

その後、平成24年、耐震化を目的として、種々検討の結果、当該保育所は、現地建替えずに、移設建替えを決定し、平成28年、移設先での運営を開始させ、本件跡地は本市の普通財産となり、令和2年9月、本市と地元町会等で本件跡地の南側の境界を確定、本年3月、本市公有財産管理・活用庁内委員会において、既存建物除却条件を付け、無道路地である現状有姿のまま入札処分することを決定、7月1日、元日置荘保育所跡地として一般競争入札売却の公告を行ったものである。

本件土地の売却処分については、前段記載の手続きを経て決定されたものであるが、その中には、以下の納得できない問題をはらんでいる。

本件跡地の最低売却価格は、不動産鑑定士による鑑定額をもとに決定されている。不動産鑑定では、接道がある場合の周辺実勢価格は約1億9千万円、接道がない本件土地の価格は約1億2千万円であり、接道の有無による差が約7千万円とされ、売却に際しては、その他既存建物解体撤去費用約4千万円が必要とされ、最低売却価格を8,340万円としたものである。

しかしながら、この間、本定例会の中で、決算審査特別委員会第1分科会、決算審査特別委員会の総括質疑及び常任委員会において、再三にわたり、地元と本市との間の約束事としての覚書や協定の存在について、議会において指摘したにもかかわらず、新たな調査や再考を尽くすことなく、売却処分を進めたことに対しては納得できるものではない。

よって、市長および市執行部におかれては、本件のような不動産の処分については、慎重にも慎重を重ねることを求めるとともに、その処分対価は堺市民全体の財産であるとの認識に立ち返り、市有地の売却処分については、本市に最も有益な対価が納付される方策を探求されるよう強く求めるものである。

令和3年9月30日

堺市議会

堺市長 宛

## 文書通信交通滞在費及び立法事務費に関する 制度見直しを求める意見書

令和3年10月31日投開票の衆議院議員総選挙の当選者に対して、文書通信交通滞在費（以下、「文通費」という。）が、新たに11月1日に当選確定した議員も含め、投開票日である10月31日を基準日として、10月分の満額100万円が支給されたということを発端に、文通費及び立法事務費の用途について、社会通念上、理解に苦しむ「議員特権」ではないかとの声が国民から多く上がっている。

文通費については、国会法第38条及び国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律第9条の規定により「公の書類を発送し及び公の性質を有する通信をなす等のため」、全ての国会議員に毎月100万円が支給されているが、法律上、当該手当については、使途報告書の提出、領収書の添付、残金の返還等の規定がなく、その原資は国民が納めた税金であるにもかかわらず、その用途が不明瞭かつ特権的であり、与野党間で日割り支給の改正のみに留めようとしていることも含め、国民からの大きな政治不信を生んでいる。

よって、文通費及び立法事務費の用途の透明性と公正性を担保し、納税者から納得される国会議員の活動の在り方となるよう、下記事項について、早急に所要の法改正等を講じるよう、強く求める。

### 記

1. 文通費及び立法事務費の用途について、本市議会における政務活動費の取り扱いと同様に、領収書（1円以上）及び活動内容がわかる書類を添付した収支報告書の提出及び提出書類のインターネット上での公開に関する規定を設けること。
2. 文通費及び立法事務費を政党・政治団体等へ寄付する行為を禁ずる規定を設けること。
3. 文通費及び立法事務費の支出が、支給額を下回り、残金が発生した場合は、返金することを義務とする規定を設けること。
4. 文通費及び立法事務費の支出については、可能な限り、デジタル記録を残せるよう、努力規定を設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月21日

堺市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣

各宛



## G7財務閣僚会議等の大阪、堺市への誘致開催を求める意見書

2023年に予定されているG7サミットは、我が国が議長国を務めるものである。2019年7月に百舌鳥・古市古墳群が大阪府内初の世界遺産に登録され、これは堺市の仁徳天皇陵をはじめとする百舌鳥古墳群及び羽曳野市、藤井寺市の古墳群が造営されて以来、約1,600年の長きにわたって、地元の人々が大切に守り続けてきたことなどが高く評価されたものである。G7サミットは、「世界遺産 百舌鳥・古市古墳群」を閣僚会議に出席される世界のリーダーに紹介できる好機であると考えます。

また大阪は2025年に50年ぶりの万国博覧会の会場に選定され、コロナ禍のために延期されて今年開催された2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に続いて、日本政府が主催するビッグ・イベントである。

以上のことから、いまだ国際社会において、コロナ禍の終息は見られていない状況ではあるが、ぜひとも2023年のG7には財務閣僚会議を大阪、堺市において開催の実現を要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月21日

堺市議会

内閣総理大臣	}	各宛
総務大臣		
外務大臣		
財務大臣		

## 北朝鮮による日本人拉致問題に対する理解を深めるための 取組を推進するための決議

1940年代後半から2000年頃にかけて、多くの日本人が不自然な形で行方不明となり、日本の当局による捜査や亡命北朝鮮工作員の証言により、これらの事件は北朝鮮による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになった。

2002年9月の第1回日朝首脳会談において、北朝鮮は初めて拉致を認め謝罪し、再発防止を約束した。同年10月には、5名の拉致被害者が24年ぶりに帰国したものの、安否不明（国が認定している12名）の方々については、未だに北朝鮮当局から納得できる説明がされておらず、今なお自由を奪われ、長きにわたり北朝鮮に囚われたままの状態、現在も救出を待っている。日本政府は、帰国した5名を含む17名を北朝鮮当局による拉致被害者として認定しているが、このほかにも日本国内における日本人以外（朝鮮籍）の拉致容疑事案や「いわゆる特定失踪者も含め拉致の可能性を排除できない事案がある」とし、拉致の可能性を排除できない失踪者は900名近くいると言われ、大阪府内では19名の失踪者リストが公開されている。

日本国内では、1997年に拉致被害者の御家族により「北朝鮮による拉致被害者家族連絡会（家族会）」が、2017年には特定失踪者（拉致の疑いのある失踪者）の御家族により「特定失踪者家族会」がそれぞれ結成されており、被害者の救出を求める運動により2021年9月末には1,500万筆を超える署名が総理大臣に提出された。

国においては、北朝鮮による日本人拉致問題は、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、国の責任において解決すべき最重要課題と位置付け、その解決のためには、世論の一層の喚起が不可欠であるとし、特に若い世代に拉致問題は歴史ではなく、現在進行形の人権侵害かつ犯罪行為であることへの理解促進を図ることが重要であるとの認識の下、内閣官房拉致問題対策本部及び文部科学省から「北朝鮮当局による拉致問題に関する映像作品等の活用促進について」（令和3年4月23日）が通知された。また、それ以前にも児童生徒が拉致問題について深く認識し、人権問題として考える契機とするため、アニメ「めぐみ」及び映画「めぐみ」の学校等における上映を促進するように、各都道府県教育委員会等を通じて学校等の関係機関に周知しており、大阪府教育庁においても、「府立学校に対する指示事項」に日本人拉致問題に関する理解を深める取組としてアニメ「めぐみ」を事例紹介している。

また、拉致問題対策本部が毎年実施している、全国の中高生を対象とした北朝鮮人権侵害問題啓発週間作文コンクールがあり、こうした取組にも積極的に関与することが求められている。

よって本市議会は、1日も早い拉致被害者全員の救出に向けて、北朝鮮による日本人拉致問題に対する理解を深めるための取組を推進する。

以上、決議する。

令和3年12月21日

堺市議会